

宮城県農業土木工事共通仕様書 一部改定新旧対照表 (令和元年10月)

(下線の部分は改定部分)

| < 改正後 (令和元年10月) >  | < 現 行 (平成30年10月) >  | < 備 考 > |
|--|---|---------|
| <p><b>第1編 共通編</b><br/> <b>第1章 総 則</b><br/> <b>第1節 総 則</b><br/> <b>1-1-1 ~ 1-1-2 [略]</b></p> <p><b>1-1-3 設計図書の照査等</b><br/>                     1. [略]<br/>                     2. 受注者は、施工前及び施工途中において、契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合、監督職員にその事実の確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。<br/>                     なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。<br/>                     また、受注者は監督職員から更に詳細な説明、又は資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。<u>ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条に基づき監督職員からの指示によるものとする。</u><br/>                     3. [略]</p> <p><b>1-1-4 ~ 1-1-6 [略]</b></p> <p><b>1-1-7 工事实績情報システム(コリンズ)への登録</b><br/>                     1. 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム(以下「コリンズ」という。)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のためのお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督職員にメール送信される。なお、変更時と工事完成時の間が10日間(土曜日、日曜日、祝日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。<br/>                     また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p><b>1-1-8 ~ 1-1-38 [略]</b></p> | <p><b>第1編 共通編</b><br/> <b>第1章 総 則</b><br/> <b>第1節 総 則</b><br/> <b>1-1-1 ~ 1-1-2 [略]</b></p> <p><b>1-1-3 設計図書の照査等</b><br/>                     1. [略]<br/>                     2. 受注者は、施工前及び施工途中において、契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合、監督職員にその事実の確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。<br/>                     なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。<br/>                     また、受注者は監督職員から更に詳細な説明、又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。<br/>                     3. [略]</p> <p><b>1-1-4 ~ 1-1-6 [略]</b></p> <p><b>1-1-7 工事实績情報システム(コリンズ)への登録</b><br/>                     1. 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。<br/>                     なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。<br/>                     また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。</p> <p><b>1-1-8 ~ 1-1-38 [略]</b></p> |         |

宮城県農業土木工事共通仕様書 一部改定新旧対照表 (令和元年10月)

(下線の部分は改定部分)

| < 改正後 (令和元年10月) >  | < 現 行 (平成30年10月) >   | < 備 考 > |
|--|--|---------|
| <p><b>1-1-39 環境対策</b><br/>                     1. ~ 4. [略]<br/>                     5. 排出ガス対策型建設機械<br/>                     (1) 受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す一般工事中用建設機械を使用する場合には、原則として、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）に基づき省令で定められた特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成18年経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第2条及び第11条に規定する技術基準に適合する特定特殊自動車、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、又はこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用しなければならない。<br/>                     ただし、やむを得ない事情により、これらの機械を使用できない場合には、監督職員と協議し、監督職員が適当と認めるときは、これらの機械以外の機械を使用することができる。<br/>                     (2)・(3) [略]<br/>                     6. ~ 8. [略]</p> <p><b>1-1-40 ~ 1-1-53 [略]</b></p> | <p><b>1-1-39 環境対策</b><br/>                     1. ~ 4. [略]<br/>                     5. 排出ガス対策型建設機械<br/>                     (1) 受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す一般工事中用建設機械を使用する場合には、原則として、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）に基づき省令で定められた特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成18年経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第2条及び第11条に規定する技術基準に適合する特定特殊自動車、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、又はこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用しなければならない。<br/>                     ただし、やむを得ない事情により、これらの機械を使用できない場合には、監督職員と協議し、監督職員が適当と認めるときは、これらの機械以外の機械を使用することができる。<br/>                     (2)・(3) [略]<br/>                     6. ~ 8. [略]</p> <p><b>1-1-40 ~ 1-1-53 [略]</b></p> |         |

宮城県農業土木工事共通仕様書 一部改定新旧対照表 (令和元年10月)

(下線の部分は改定部分)

| < 改正後 (令和元年10月) >  | < 現 行 (平成30年10月) >  | < 備 考 > |
|--|---|---------|
| <p>第2章 材 料<br/>第1節 ～ 第4節 [略]</p> <p>第5節 鋼材<br/>2-5-1・2-5-2 [略]</p> <p>2-5-3 溶接材料<br/>溶接材料は、次の規格に適合したもので、かつ、母材に適合する品質を有するものでなければならない。<br/>(1)～(13) [略]<br/>(14) J I S Z 3352 (サブマージアーク溶接<u>及びエレクトロスラグ溶接用</u>フラックス)<br/>記号 SF、SA、SM</p> <p>2-5-4 ～ 2-5-7 [略]</p> <p>第6節 ～ 第13節 [略]</p> | <p>第2章 材 料<br/>第1節 ～ 第4節 [略]</p> <p>第5節 鋼材<br/>2-5-1・2-5-2 [略]</p> <p>2-5-3 溶接材料<br/>溶接材料は、次の規格に適合したもので、かつ、母材に適合する品質を有するものでなければならない。<br/>(1)～(13) [略]<br/>(14) J I S Z 3352 (<u>炭素鋼及び低合金鋼用</u>サブマージアーク溶接フラックス)<br/>記号 SF、SA、SM</p> <p>2-5-4 ～ 2-5-7 [略]</p> <p>第6節 ～ 第13節 [略]</p> |         |

宮城県農業土木工事共通仕様書 一部改定新旧対照表 (令和元年10月)

(下線の部分は改定部分)

| < 改正後 (令和元年10月) >  | < 現 行 (平成30年10月) >  | < 備 考 > |
|--|---|---------|
| <p><b>第3章 施工共通事項</b><br/> <b>第1節 [略]</b></p> <p><b>第2節 一般事項</b><br/> <b>3-2-1 適用すべき諸基準</b><br/>           受注者は、設計図書において特に定めのない事項について、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義のある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) ~ (4) [略]</p> <p>(5) 道路橋示方書・同解説 (I 共通編) (公社) 日本道路協会</p> <p>(6) <u>道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編)</u> (公社) 日本道路協会</p> <p>(7) 道路橋示方書・同解説 (IV 下部構造編) (公社) 日本道路協会</p> <p>(8) 鋼道路橋施工便覧 (公社) 日本道路協会</p> <p>(9) 鋼道路橋防食便覧 (公社) 日本道路協会</p> <p>(10) 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (公社) 日本道路協会</p> <p>(11) 舗装設計施工指針 (公社) 日本道路協会</p> <p>(12) 舗装施工便覧 (公社) 日本道路協会</p> <p>(13) 舗装調査・試験法便覧 (公社) 日本道路協会</p> <p>(14) アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (公社) 日本道路協会</p> <p>(15) 転圧コンクリート舗装技術指針 (案) (公社) 日本道路協会</p> <p>(16) 道路土工-軟弱地盤対策工指針 (公社) 日本道路協会</p> <p>(17) 道路土工-盛土工指針 (公社) 日本道路協会</p> <p>(18) 道路土工-擁壁工指針 (公社) 日本道路協会</p> <p>(19) 道路土工-カルバート工指針 (公社) 日本道路協会</p> <p>(20) 道路土工-仮設構造物工指針 (公社) 日本道路協会</p> <p>(21) 舗装再生便覧 (公社) 日本道路協会</p> <p>(22) 道路標識設置基準・同解説 (公社) 日本道路協会</p> <p>(23) 視線誘導標設置基準・同解説 (公社) 日本道路協会</p> <p>(24) 杭基礎施工便覧 (公社) 日本道路協会</p> <p>(25) 薬液注入工法の設計・施工指針 (一社) 日本グラウト協会</p> <p>(26) 仮締切堤設置基準 (案) 国土交通省水管理・国土保全局</p> <p>(27) 防護柵の設置基準・同解説 (公社) 日本道路協会</p> <p>(28) 車両用防護柵標準仕様・同解説 (公社) 日本道路協会</p> <p>(29) のり枠工の設計・施工指針 (一社) 全国特定法面保護協会</p> <p>(30) グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (公社) 地盤工学会</p> <p>(31) トンネル標準示方書・同解説 (公社) 土木学会</p> <p>(32) ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン 厚生労働省労働基準局</p> <p>(33) 道路トンネル観察・計測指針 (公社) 日本道路協会</p> <p>(34) 道路トンネル安全施工技術指針 (公社) 日本道路協会</p> <p>(35) 道路トンネル技術基準 (換気編)・同解説 (公社) 日本道路協会</p> <p>(36) 道路トンネル技術基準 (構造編)・同解説 (公社) 日本道路協会</p> <p>(37) ずい道等建設工事における換気技術指針 建設業労働災害防止協会</p> <p>(38) 手すり先行工法等に関するガイドライン 厚生労働省労働基準局</p> <p>(39) 土止め先行工法に関するガイドライン 厚生労働省労働基準局</p> <p>(40) 石綿障害予防規則 厚生労働省</p> <p>(41) 労働安全衛生規則 厚生労働省</p> <p>(42) クレーン等安全規則 厚生労働省</p> <p>(43) 斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン 厚生労働省労働基準局</p> <p>(44) 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン 厚生労働省労働基準局</p> <p>(45) シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン 厚生労働省労働基準局</p> <p>(46) 基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために構すべき措置 国土交通省</p> <p>(47) 基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン 国土交通省</p> <p>(48) 既製コンクリート杭施工管理指針 (一社) 日本建設業連合会</p> <p>(49) <u>流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン</u><br/> <u>流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会</u></p> | <p><b>第3章 施工共通事項</b><br/> <b>第1節 [略]</b></p> <p><b>第2節 一般事項</b><br/> <b>3-2-1 適用すべき諸基準</b><br/>           受注者は、設計図書において特に定めのない事項について、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義のある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) ~ (4) [略]</p> <p>(5) 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 II 鋼橋編) (公社) 日本道路協会</p> <p>[新設]</p> <p>(6) 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 IV 下部構造編) (公社) 日本道路協会</p> <p>(7) 鋼道路橋施工便覧 (公社) 日本道路協会</p> <p>(8) 鋼道路橋防食便覧 (公社) 日本道路協会</p> <p>(9) 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (公社) 日本道路協会</p> <p>(10) 舗装設計施工指針 (公社) 日本道路協会</p> <p>(11) 舗装施工便覧 (公社) 日本道路協会</p> <p>(12) 舗装試験法便覧 (公社) 日本道路協会</p> <p>(13) アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (公社) 日本道路協会</p> <p>(14) 転圧コンクリート舗装技術指針 (案) (公社) 日本道路協会</p> <p>(15) 道路土工-軟弱地盤対策工指針 (公社) 日本道路協会</p> <p>(16) 道路土工-盛土工指針 (公社) 日本道路協会</p> <p>(17) 道路土工-擁壁工指針 (公社) 日本道路協会</p> <p>(18) 道路土工-カルバート工指針 (公社) 日本道路協会</p> <p>(19) 道路土工-仮設構造物工指針 (公社) 日本道路協会</p> <p>(20) 舗装再生便覧 (公社) 日本道路協会</p> <p>(21) 道路標識設置基準・同解説 (公社) 日本道路協会</p> <p>(22) 視線誘導標設置基準・同解説 (公社) 日本道路協会</p> <p>(23) 杭基礎施工便覧 (公社) 日本道路協会</p> <p>(24) 薬液注入工法の設計・施工指針 (一社) 日本グラウト協会</p> <p>(25) 仮締切堤設置基準 (案) 国土交通省水管理・国土保全局</p> <p>(26) 防護柵の設置基準・同解説 (公社) 日本道路協会</p> <p>(27) 車両用防護柵標準仕様・同解説 (公社) 日本道路協会</p> <p>(28) のり枠工の設計施工指針 (一社) 全国特定法面保護協会</p> <p>(29) グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (公社) 地盤工学会</p> <p>(30) トンネル標準示方書・同解説 (公社) 土木学会</p> <p>(31) ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン 労働省基準局 <u>長通知</u></p> <p>(32) 道路トンネル観察・計測指針 (公社) 日本道路協会</p> <p>(33) 道路トンネル安全施工技術指針 (公社) 日本道路協会</p> <p>(34) 道路トンネル技術基準 (換気編)・同解説 (公社) 日本道路協会</p> <p>(35) 道路トンネル技術基準 (構造編)・同解説 (公社) 日本道路協会</p> <p>(36) ずい道等建設工事における換気技術指針 建設業労働災害防止協会</p> <p>(37) 手すり先行工法等に関するガイドライン 厚生労働省労働基準局</p> <p>(38) 土止め先行工法に関するガイドライン 厚生労働省労働基準局</p> <p>(39) 石綿障害予防規則 厚生労働省</p> <p>(40) 労働安全衛生規則 厚生労働省</p> <p>(41) クレーン等安全規則 厚生労働省</p> <p>(42) 斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン 厚生労働省労働基準局</p> <p>(43) 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン 厚生労働省労働基準局</p> <p>(44) シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン 厚生労働省労働基準局</p> <p>(45) 基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために構すべき措置 国土交通省</p> <p>(46) 基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン 国土交通省</p> <p>(47) 既製コンクリート杭施工管理指針 (一社) 日本建設業連合会</p> <p>[新設]</p> |         |

宮城県農業土木工事共通仕様書 一部改定新旧対照表 (令和元年10月)

(下線の部分は改定部分)

| <p>&lt; 改正後 (令和元年10月) &gt;</p>  | <p>&lt; 現 行 (平成30年10月) &gt;</p>  | <p>&lt; 備 考 &gt;</p> |
|---|--|----------------------|
| <p><u>(50) 現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン</u><br/><u>機械式鉄筋継手工法技術検討委員会</u></p> <p><b>3-2-2 一般事項</b><br/>                     1. ~ 3. [略]<br/>                     4. 測量<br/>                     (1) 受注者は、各工種の施工に先立ち精密な測量を行い、基準点及び水準点を要所に設けなければならない。また、受注者は、<u>施工期間中、適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう</u>基準点等の保全に努めなければならない。<br/>                     (2) [略]<br/>                     5. ~ 7. [略]<br/>                     8. 標準設計図<br/>                     (1) 標準設計図を適用する工種については、農業農村整備事業等標準設計・図集編に基づいて施工すること。<br/><br/>                     なお、上記農業農村整備事業等標準設計・図集編は、宮城県農村振興課のホームページに掲載しているので参照すること。<br/>                     (2) 標準設計図に明示されている寸法等が現場に適合しない場合は、監督職員に通知し確認を求めるとともに、処理方法について協議すること。<br/>                     (3) 標準設計図におけるコンクリートの二次製品構造物（用水系構造物、排水系構造物）の接合処理は、<u>適用条件</u> {4} <u>二次製品構造物の接合処理</u>の図面に基づき施工すること。<br/>                     ① 用水系構造物及び落水工                      モルタル (1:2) 又は嚙用ブレックスモルタル+シール材<br/>                     ② 排水系構造物                                      モルタル (1:2) 又は嚙用ブレックスモルタル<br/>                     (4) [略]</p> <p><b>第3節 土 工 [略]</b></p> <p><b>第4節 基礎工</b></p> <p><b>3-4-1 一般事項</b><br/>                     受注者は、杭の打込みに当たり、次の事項に注意しなければならない。<br/>                     (1) ~ (6) [略]<br/>                     (7) あらかじめ杭の打止め管理方法（ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定、オーガ掘削時に地中から受ける抵抗に係る電気的な計測値の測定など）、根固め液及びくい周固定液の注入量の測定方法等を施工計画書に記載し、これによる施工記録を整備保管するとともに、<u>監督職員から請求があった場合、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。</u><br/>                     なお、取得すべき施工記録が取得できない場合に、当該施工記録に代替する記録を確保するための手法について施工計画書に記載し、施工時に当該施工記録が取得できない場合には当該手法に基づき記録を作成しなければならない。<br/>                     (8)・(9) [略]<br/>                     (10) 中掘り杭工法で施工する場合は、掘削及び沈設中における土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭<u>周辺及び先端地盤の乱れを最小限に留めるように</u>沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。<br/>                     また、先端処理については、設計図書に示す方法で試験杭等の打止め条件に基づき、最終打止め管理を適正に行わなければならない。<br/>                     なお、土質状況等により設計図書により難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。杭の掘削・沈設速度は杭径や土質条件によって異なるが、試験杭により確認した現場に適した速度で行わなければならない。施工管理装置は、中掘り掘削・沈設およびセメントミルク噴出攪拌方式の根固部の築造時、コンクリート打設方式の孔底処理に必要な施工管理項目について常時表示・記録できるものを選定しなければならない。<br/>                     (11) [略]</p> | <p><u>[新設]</u></p> <p><b>3-2-2 一般事項</b><br/>                     1. ~ 3. [略]<br/>                     4. 測量<br/>                     (1) 受注者は、各工種の施工に先立ち精密な測量を行い、基準点及び水準点を要所に設けなければならない。また、受注者は、基準点等の保全に努めなければならない。<br/>                     (2) [略]<br/>                     5. ~ 7. [略]<br/>                     8. 標準設計図<br/>                     (1) 標準設計図を適用する工種については、農業農村整備事業等標準設計（<u>図集編・解説編</u>）（平成27年度版）に基づいて施工すること。<u>標準設計コード及び注文条件については、計画平面図等に明示している。</u><br/>                     なお、上記農業農村整備事業等標準設計（<u>図集編・解説編</u>）は、宮城県農村振興課のホームページに掲載しているので参照すること。<br/>                     (2) 標準設計図に明示されている寸法<u>及び注文条件</u>が現場に適合しない場合は、監督職員に通知し確認を求めるとともに、処理方法について協議すること。<br/>                     (3) 標準設計図におけるコンクリートの二次製品構造物（用水系構造物、排水系構造物）の接合処理は、<u>適用上の留意事項</u> {4} の図面に基づき施工すること。<br/>                     ① 用水系構造物及び落水工                      モルタル (1:2) 又は嚙用ブレックスモルタル+シール材<br/>                     ② 排水系構造物                                      モルタル (1:2) 又は嚙用ブレックスモルタル<br/>                     (4) [略]</p> <p><b>第3節 土 工 [略]</b></p> <p><b>第4節 基礎工</b></p> <p><b>3-4-1 一般事項</b><br/>                     受注者は、杭の打込みに当たり、次の事項に注意しなければならない。<br/>                     (1) ~ (6) [略]<br/>                     (7) あらかじめ杭の打止め管理方法（ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定、オーガ掘削時に地中から受ける抵抗に係る電気的な計測値の測定など）、根固め液及びくい周固定液の注入量の測定方法等を施工計画書に記載し、これによる施工記録を整備保管するとともに、監督職員の請求があった場合、速やかに提出しなければならない。<br/><br/>                     なお、取得すべき施工記録が取得できない場合に、当該施工記録に代替する記録を確保するための手法について施工計画書に記載し、施工時に当該施工記録が取得できない場合には当該手法に基づき記録を作成しなければならない。<br/>                     (8)・(9) [略]<br/>                     (10) 中掘り杭工法で施工する場合は、掘削及び沈設中における土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭<u>先端部及び杭周辺地盤を乱さないように、設計図書に示す深さまで</u>沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、設計図書に示す方法で試験杭等の打止め条件に基づき、最終打止め管理を適正に行わなければならない。<br/>                     なお、土質状況等により設計図書により難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。杭の掘削・沈設速度は杭径や土質条件によって異なるが、試験杭により確認した現場に適した速度で行わなければならない。施工管理装置は、中掘り掘削・沈設およびセメントミルク噴出攪拌方式の根固部の築造時、コンクリート打設方式の孔底処理に必要な施工管理項目について常時表示・記録できるものを選定しなければならない。<br/>                     (11) [略]</p> |                      |

宮城県農業土木工事共通仕様書 一部改定新旧対照表 (令和元年10月)

(下線の部分は改定部分)

| < 改正後 (令和元年10月) >  | < 現 行 (平成30年10月) >  | < 備 考 > |
|--|---|---------|
| <p><b>3-4-2 既成杭工</b><br/>                     1. コンクリート杭<br/>                     (1) ~ (5) [略]<br/>                     (6) 受注者は、J I S A 7201 で定められた埋込み工法を用いる施工において、先端処理方法がセメントミルク噴出攪拌方式、又はコンクリート打設方式の場合、杭先端が設計図書に示す支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、<u>確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員に提出しなければならない。</u><br/>                     セメントミルクの噴出攪拌方式の場合、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。<br/>                     また、コンクリート打設方式の場合、根固めを造成する生コンクリートを打込むに当たり、孔底沈殿物（スライム）を除去した後、トレミー管などを用いて設計図書に示す位置まで杭先端部を根固めしなければならない。<br/>                     (7) 受注者は、根固め球根を造成するセメントミルクの水セメント比は設計図書によるものとし、設計図書に示す位置まで球根状に杭先端部を根固めしなければならない。また、球根形状について監督職員の承諾を得るものとする。攪拌完了後のオーガ引上げは、吸引現象防止のため、<u>セメントミルク</u>を噴出しながらゆっくりと引き上げなければならない。<br/>                     (8) [略]<br/>                     2. 鋼杭工 [略]<br/>                     3. 木杭工 [略]</p> <p><b>3-4-3 ~ 3-4-4 [略]</b></p> <p><b>3-4-5 オープンケーソン基礎工</b><br/>                     1. ~ 5. [略]<br/>                     6. 受注者は、沈下に際し火薬類を使用する<u>必要が生じた場合は、事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、火薬類の使用によってみだりに周辺地盤を乱さないようにしなければならない。</u><br/>                     7. [略]<br/>                     8. 受注者は、オープンケーソンが設計図書に示す深さに達したときは、<u>ケーソン底面の乱された地盤の底ざらいを行い、支持地盤となる地山及び土質柱状図に基づき底面の支持地盤条件が設計図書を満足することを確認し、その資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。</u><br/>                     9. ~ 11. [略]</p> <p><b>3-4-6 [略]</b></p> <p><b>3-4-7 矢板工</b><br/>                     1. 一般事項<br/>                     (1) 受注者は、打込み方法、使用機械等については、<u>設計図書によるものとするが、設計図書に示されていない場合には、打込み地点の土質条件、立地条件、矢板の種類等に応じたものを選定しなければならない。</u><br/>                     (2) ~ (5) [略]<br/>                     2. ~ 4. [略]</p> <p><b>3-4-8 ~ 3-4-10 [略]</b></p> <p><b>第5節 ~ 第6節 [略]</b></p> | <p><b>3-4-2 既成杭工</b><br/>                     1. コンクリート杭<br/>                     (1) ~ (5) [略]<br/>                     (6) 受注者は、J I S A 7201 で定められた埋込み工法を用いる施工において、先端処理方法がセメントミルク噴出攪拌方式、又はコンクリート打設方式の場合、杭先端が設計図書に示す支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、<u>確認結果を監督職員に提出しなければならない。</u><br/>                     セメントミルクの噴出攪拌方式の場合、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。<br/>                     また、コンクリート打設方式の場合、根固めを造成する生コンクリートを打込むに当たり、孔底沈殿物（スライム）を除去した後、トレミー管などを用いて設計図書に示す位置まで杭先端部を根固めなければならない。<br/>                     (7) 受注者は、根固め球根を造成するセメントミルクの水セメント比は設計図書によるものとし、設計図書に示す位置まで球根状に杭先端部を根固めなければならない。また、球根形状について監督職員の承諾を得るものとする。攪拌完了後のオーガ引上げは、吸引現象防止のため、<u>貧配合の安定液</u>を噴出しながらゆっくりと引上げなければならない。<br/>                     (8) [略]<br/>                     2. 鋼杭工 [略]<br/>                     3. 木杭工 [略]</p> <p><b>3-4-3 ~ 3-4-4 [略]</b></p> <p><b>3-4-5 オープンケーソン基礎工</b><br/>                     1. ~ 5. [略]<br/>                     6. 受注者は、沈下に際し火薬類を使用する<u>場合、監督職員の承諾を得るものとする。</u><br/>                     7. [略]<br/>                     8. 受注者は、オープンケーソンが設計図書に示す深さに達したとき、<u>底部の地盤について、監督職員の確認を受けるものとする。</u><br/>                     9. ~ 11. [略]</p> <p><b>3-4-6 [略]</b></p> <p><b>3-4-7 矢板工</b><br/>                     1. 一般事項<br/>                     (1) 受注者は、打込み方法、使用機械等について、打込み地点の土質条件、立地条件、矢板の種類等に応じたものを選定しなければならない。<br/>                     (2) ~ (5) [略]<br/>                     2. ~ 4. [略]</p> <p><b>3-4-8 ~ 3-4-10 [略]</b></p> <p><b>第5節 ~ 第6節 [略]</b></p> |         |

| < 改正後 (令和元年10月) >  | < 現 行 (平成30年10月) > | < 備 考 >  |   |   |      |   |     |   |       |    |       |   |  |       |          |   |   |      |   |     |   |       |    |       |   |  |
|--|--------------------|----------|---|---|------|---|-----|---|-------|----|-------|---|--|-------|----------|---|---|------|---|-----|---|-------|----|-------|---|--|
| <p><b>第7節 コンクリート</b><br/> <b>3-7-1 ~ 3-7-3 [略]</b></p> <p><b>3-7-4 材料の計量</b><br/>                     1. 現場配合による場合の材料の計量1回当たりの計量値の許容差は、表3-7-1の値以下でなければならない。<br/>                     表3-7-1 計量値の許容差</p> <table border="1" data-bbox="418 510 1041 741"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>許容誤差 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>骨 材</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混 和 材</td> <td>2※</td> </tr> <tr> <td>混 和 剤</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※高炉スラグ微粉末の場合は、1 (%) 以内</p> <p>2. ~ 3. [略]</p> <p><b>3-7-5 ~ 3-7-9 [略]</b></p> <p><b>3-7-10 コンクリート打込み</b><br/>                     1. [略]<br/>                     2. 受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちにコンクリートが鋼材の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、十分に締固めなければならない。<br/>                     練り混ぜから打ち終るまでの時間は、原則として外気温が25℃を越えるときで1.5時間、25℃以下のときで2時間以内とし、かつ、コンクリートの運搬時間（練り混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間）は1.5時間以内としなければならない。ただし、工事特性等を踏まえ、これらの時間を超える可能性がある場合は、監督職員と協議するものとする。<br/>                     3. [略]<br/>                     4. 受注者は、コンクリートの打込み作業に当たり、型枠のずれ、浮上り、目地材の離れ及び鉄筋の配置を乱さないようにしなければならない。<br/>                     5. ~ 7. [略]<br/>                     8. 受注者は、バケツ、ホッパー等の吐出口から、コンクリートの打込み面までの自由落下高さを1.5m以下としなければならない。<br/>                     9. ~ 10. [略]<br/>                     11. 受注者は、沈下ひび割れが発生した場合、直ちにタンピング又は再振動により、これを修復しなければならない。再振動に当たっては、その時期をあらかじめ定めるなどコンクリートの品質の低下を招かないように適切な時期に行わなければならない。</p> <p><b>3-7-11 養生</b><br/>                     1. [略]<br/>                     2. 受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態を保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて適切に定めなければならない。通常のコンクリート工事におけるコンクリートは、少なくとも次表の期間は常に湿潤養生を行わなければならない。<br/>                     3. 中唐熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表3-7-2に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p><b>3-7-12 継 目</b><br/>                     1. 受注者は、設計図書に示されていない継目を設ける場合、構造物の性能を損なわない強度、耐久性、機能及び外観を害さないように、位置、方向及び施工方法を定め、監督職員と協議しなければならない。</p> | 材料の種類              | 許容誤差 (%) | 水 | 1 | セメント | 1 | 骨 材 | 3 | 混 和 材 | 2※ | 混 和 剤 | 3 | <p><b>第7節 コンクリート</b><br/> <b>3-7-1 ~ 3-7-3 [略]</b></p> <p><b>3-7-4 材料の計量</b><br/>                     1. 現場配合による場合の、材料の計量1回当たりの許容誤差は、表3-7-1の値以下でなければならない。<br/>                     表3-7-1 計量の許容誤差</p> <table border="1" data-bbox="1581 510 2205 741"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>許容誤差 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>骨 材</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混 和 材</td> <td>2※</td> </tr> <tr> <td>混 和 剤</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※高炉スラグ微粉末の場合は、1 (%) 以内</p> <p>2. ~ 3. [略]</p> <p><b>3-7-5 ~ 3-7-9 [略]</b></p> <p><b>3-7-10 コンクリート打込み</b><br/>                     1. [略]<br/>                     2. 受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。<br/>                     練り混ぜから打ち終るまでの時間は、原則として外気温が25℃を越えるときで1.5時間、25℃以下のときで2時間以内とし、かつ、コンクリートの運搬時間（練り混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間）は1.5時間以内としなければならない。ただし、工事特性等を踏まえ、これらの時間を超える可能性がある場合は、監督職員と協議するものとする。<br/>                     3. [略]<br/>                     4. 受注者は、コンクリートの打込み作業に当たり、鉄筋の位置や型枠を乱さないようにしなければならない。<br/>                     5. ~ 7. [略]<br/>                     8. 受注者は、バケツ、ホッパー等の吐出口から、コンクリートの打込み面までの高さを1.5m以下としなければならない。<br/>                     9. ~ 10. [略]<br/>                     11. 受注者は、沈下ひび割れが発生した場合、直ちにタンピング又は再振動により、これを修復しなければならない。再振動に当たっては、その時期をあらかじめ定めるなどコンクリートの品質の低下を招かないように注意して行わなければならない。</p> <p><b>3-7-11 養生</b><br/>                     1. [略]<br/>                     2. 受注者は、コンクリートの露出面は、表面を荒らさないで作業が出来る程度に硬化した後に少なくとも次表の期間は常に湿潤養生を行わなければならない。</p> <p>[新設]</p> <p><b>3-7-12 継 目</b><br/>                     1. 受注者は、設計図書に示されていない継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性、機能及び外観を害さないように、位置、方向及び施工方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。</p> | 材料の種類 | 許容誤差 (%) | 水 | 1 | セメント | 1 | 骨 材 | 3 | 混 和 材 | 2※ | 混 和 剤 | 3 |  |
| 材料の種類  | 許容誤差 (%)           |          |   |   |      |   |     |   |       |    |       |   |  |       |          |   |   |      |   |     |   |       |    |       |   |  |
| 水  | 1                  |          |   |   |      |   |     |   |       |    |       |   |  |       |          |   |   |      |   |     |   |       |    |       |   |  |
| セメント   | 1                  |          |   |   |      |   |     |   |       |    |       |   |  |       |          |   |   |      |   |     |   |       |    |       |   |  |
| 骨 材  | 3                  |          |   |   |      |   |     |   |       |    |       |   |  |       |          |   |   |      |   |     |   |       |    |       |   |  |
| 混 和 材  | 2※                 |          |   |   |      |   |     |   |       |    |       |   |  |       |          |   |   |      |   |     |   |       |    |       |   |  |
| 混 和 剤  | 3                  |          |   |   |      |   |     |   |       |    |       |   |  |       |          |   |   |      |   |     |   |       |    |       |   |  |
| 材料の種類  | 許容誤差 (%)           |          |   |   |      |   |     |   |       |    |       |   |  |       |          |   |   |      |   |     |   |       |    |       |   |  |
| 水  | 1                  |          |   |   |      |   |     |   |       |    |       |   |  |       |          |   |   |      |   |     |   |       |    |       |   |  |
| セメント   | 1                  |          |   |   |      |   |     |   |       |    |       |   |  |       |          |   |   |      |   |     |   |       |    |       |   |  |
| 骨 材  | 3                  |          |   |   |      |   |     |   |       |    |       |   |  |       |          |   |   |      |   |     |   |       |    |       |   |  |
| 混 和 材  | 2※                 |          |   |   |      |   |     |   |       |    |       |   |  |       |          |   |   |      |   |     |   |       |    |       |   |  |
| 混 和 剤  | 3                  |          |   |   |      |   |     |   |       |    |       |   |  |       |          |   |   |      |   |     |   |       |    |       |   |  |

宮城県農業土木工事共通仕様書 一部改定新旧対照表 (令和元年10月)

(下線の部分は改定部分)

| < 改正後 (令和元年10月) >  | < 現 行 (平成30年10月) >   | < 備 考 > |
|--|--|---------|
| <p>2. [略]</p> <p>3. 受注者は、打継目を設ける場合、せん断力の小さい位置に設け、<u>PC鋼材定着部背面等の常時引張応力が作用する断面を避け、打継面を部材に圧縮力が作用する方向と直角になるよう施工することを原則とする。</u></p> <p>4. 受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合、打継目にほぞ、又は溝の凹凸によるせん断キーで抵抗する方法や、差し筋等の鉄筋によって打継目を補強する方法等の対策を講ずることとする。また、これらの対策は、<u>所要の性能を満足することを照査した上で実施する。</u></p> <p>5. 受注者は、伸縮目地の材質、厚さ、間隔について、設計図書によるものとするが、設計図書に示されていない場合、瀝青系目地材厚は1cm～2cm程度とし、工事着手前に監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>6. [略]</p> <p><b>3-7-13・3-7-14 [略]</b></p> <p><b>第8節 型枠及び支保</b><br/><b>3-8-1・3-8-2 [略]</b></p> <p><b>3-8-3 支保</b></p> <p>1. 受注者は、支保の施工に当たり、荷重に耐える強度を<u>持</u>った支保を使用するとともに、荷重を各支柱に分布させなければならない。<br/><u>また、支保の基礎に過度の沈下や不等沈下などが生じないようにしなければならない。</u></p> <p>2. ～ 3. [略]</p> <p><b>第9節 鉄筋</b><br/><b>3-9-1 [略]</b></p> <p><b>3-9-2 鉄筋の組立</b></p> <p>1. [略]</p> <p>2. 受注者は、鉄筋を設計図書に示す位置に配置し、コンクリート<u>打設中</u>に動かないように組立用鉄筋を用いるなどして堅固に組立てなければならない。<br/>また、鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上の焼なまし鉄線、又は適切なクリップ等で<u>鉄筋が移動しないよう</u>緊結しなければならない。使用した焼きなまし鉄線またはクリップ等はかぶり内に残してはならない。<u>設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。</u><br/><u>受注者は、鉄筋の配置において、施工段階で必要となる形状保持や施工中の安全対策等を目的として、組立て鉄筋、段取り鉄筋等の鉄筋やアングル等の仮設物を配置するが、これらをやむを得ず構造物本体に存置する場合、これらの仮設物において、設計の前提が成立することを事前に確認しなければならない。</u></p> <p>3. ～ 7. [略]</p> <p><b>3-9-3 鉄筋の継手</b></p> <p>1. ～ 6. [略]</p> <p>7. 受注者は、圧接に当たり、次によるほか、有害な欠陥のないようにしなければならない。<br/>(1) [略]<br/>(2) <u>受注者は、圧接しようとする鉄筋の両端部は、(公社)日本鉄筋継手協会によって認定された鉄筋冷間直角切断機を使用して切断しなければならない。自動ガス圧接の場合、チップソーを合わせて使用するものとする。ただし、既に直角かつ平滑である場合や鉄筋冷間直角切断機により切断した端面の汚損等を取り除く場合は、ディスクグラインダーで端面を研削するとともに、さび、油脂圧接面は、圧接作業前にグラインダー等でその端部が直角で平滑となるように仕上げるとともに、錆、油脂、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。</u></p> <p>(3) ～ (7) [略]</p> | <p>2. [略]</p> <p>3. 受注者は、打継目を設ける場合、せん断力の小さい位置に設け、打継面を部材の圧縮力の作用する方向と直角になるよう施工<u>しなければならない。</u></p> <p>4. 受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合、打継目にほぞ、又は溝を造るか、<u>鋼材を配置して、これを補強しなければならない。</u></p> <p>5. 受注者は、伸縮目地の材質、厚さ、間隔について、設計図書によるものとするが、設計図書に示されていない場合、瀝青系目地材厚は1cm～2cm程度とし、工事着手前に監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>6. [略]</p> <p><b>3-7-13・3-7-14 [略]</b></p> <p><b>第8節 型枠及び支保</b><br/><b>3-8-1・3-8-2 [略]</b></p> <p><b>3-8-3 支保</b></p> <p>1. 受注者は、支保の施工に当たり、荷重に耐える強度を<u>も</u>った支保を使用するとともに、荷重を各支柱に分布させなければならない。</p> <p>2. ～ 3. [略]</p> <p><b>第9節 鉄筋</b><br/><b>3-9-1 [略]</b></p> <p><b>3-9-2 鉄筋の組立</b></p> <p>1. [略]</p> <p>2. 受注者は、鉄筋を設計図書に示す位置に配置し、コンクリート<u>を打つとき</u>に動かないように組立用鉄筋を用いるなどして堅固に組立てなければならない。<br/>また、鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上の焼なまし鉄線、又は適切なクリップで緊結しなければならない。使用した焼きなまし鉄線またはクリップはかぶり内に残してはならない。</p> <p>3. ～ 7. [略]</p> <p><b>3-9-3 鉄筋の継手</b></p> <p>1. ～ 6. [略]</p> <p>7. 受注者は、圧接に当たり、次によるほか、有害な欠陥のないようにしなければならない。<br/>(1) [略]<br/>(2) 圧接面は、圧接作業前にグラインダー等でその端部が直角で平滑となるように仕上げるとともに、錆、油、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。</p> <p>(3) ～ (7) [略]</p> |         |



宮城県農業土木工事共通仕様書 一部改定新旧対照表 (令和元年10月)

(下線の部分は改定部分)

| < 改正後 (令和元年10月) >   | < 現 行 (平成30年10月) >  | < 備 考 > |
|---|---|---------|
| <p>8. 受注者は、降雪、降雨、又は強風等のときに作業をしてはならない。ただし、作業が可能のように、<u>防風対策を施して適切な作業ができることが確認された</u>場合は作業を行うことができる。</p> <p>9. ～ 11. [略]</p> <p><b>第10節 特殊コンクリート</b><br/> <b>3-10-1 ～ 3-10-5 [略]</b></p> <p><b>3-10-6 マスコンクリート</b><br/>           1. ～ 4. [略]<br/>           5. 受注者は、温度ひび割れ制御が適切に行えるよう、<u>実際の施工条件に基づく温度ひび割れの照査時に想定した</u>型枠の材料及び構造を選定するとともに、型枠を適切な期間存置しなければならない。</p> <p><b>第11節 ～ 第12節 [略]</b></p> <p><b>第13節 地盤改良工</b><br/> <b>3-13-1 ～ 3-13-5 [略]</b></p> <p><b>3-13-6 固結工</b><br/>           1. ～ 8. [略]<br/> <u>9. 受注者は、薬液注入工法の施工にあたり、「薬液注入工法の管理について」(昭和52年5月19日52構改D第339号農林水産省構造改善局長通知)に基づき、薬液注入工事管理連絡会を設けるものとする。</u><br/> <u>10. 受注者は、薬液注入を行う前に、工法及び材料について、監督職員の承諾を得るものとする。</u><br/>           (1) 工法関係<br/>               1) 注入圧<br/>               2) 注入速度<br/>               3) 注入順序<br/>               4) ステップ長<br/>           (2) 材料関係<br/>               1) 材料(購入・流通経路等を含む)<br/>               2) ゲルタイム<br/>               3) 配合</p> <p><b>第14節 ～ 第21節 [略]</b></p> | <p>8. 受注者は、降雪、降雨、又は強風等のときに作業をしてはならない。ただし、作業が可能のように遮へいした場合は作業を行うことができる。</p> <p>9. ～ 11. [略]</p> <p><b>第10節 特殊コンクリート</b><br/> <b>3-10-1 ～ 3-10-5 [略]</b></p> <p><b>3-10-6 マスコンクリート</b><br/>           1. ～ 4. [略]<br/>           5. 受注者は、温度ひび割れ制御が適切に行えるよう、型枠の材料及び構造を選定するとともに、型枠を適切な期間存置しなければならない。</p> <p><b>第11節 ～ 第12節 [略]</b></p> <p><b>第13節 地盤改良工</b><br/> <b>3-13-1 ～ 3-13-5 [略]</b></p> <p><b>3-13-6 固結工</b><br/>           1. ～ 8. [略]<br/> <u>[新設]</u></p> <p><u>9. 受注者は、薬液注入を行う前に、工法及び材料について、監督職員の承諾を得るものとする。</u><br/>           (1) 工法関係<br/>               1) 注入圧<br/>               2) 注入速度<br/>               3) 注入順序<br/>               4) ステップ長<br/>           (2) 材料関係<br/>               1) 材料(購入・流通経路等を含む)<br/>               2) ゲルタイム<br/>               3) 配合</p> <p><b>第14節 ～ 第21節 [略]</b></p> |         |

宮城県農業土木工事共通仕様書 一部改定新旧対照表 (令和元年10月)

(下線の部分は改定部分)

| < 改正後 (令和元年10月) >   | < 現 行 (平成30年10月) >  | < 備 考 > |
|---|---|---------|
| <p>第2編 工事別編<br/>第6章 河川及び排水路工事<br/>第1節 ~ 第5節 [略]</p> <p>第6節 法覆護岸工<br/>6-6-1 一般<br/>1. ~ 4. [略]<br/>5. 受注者は、法覆護岸工の施工に当たり、遮水シートを設置する場合、法面を平滑に仕上げしてから布設しなければならない。また、<u>シートの敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとし、端部の接着は、ずれ、はく離等のないように施工しなければならない。</u></p> <p>6-6-2 ~ 6-6-6 [略]</p> <p>第7節 根固工<br/>6-7-1・6-7-2 [略]</p> <p>6-7-3 捨石工<br/><u>1. 受注者は、設計図書において指定した捨石基礎の施工方法に関して、施工箇所の波浪及び流水の影響により施工方法の変更が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</u><br/><u>2. 受注者は、施工箇所における河川汚濁防止に努めなければならない。</u><br/><u>3. 受注者は、捨石基礎の施工に当たり、極度の凹凸や粗密が発生しないように潜水士又は測深器具により捨石の施工状況を確認しながら行わなければならない。</u><br/><u>4. 受注者は、捨石基礎の施工に当たり、大小の石で噛み合わせ良く、均し面にゆるみがないよう施工しなければならない。</u><br/><u>5. 受注者は、遺方を配置し、貫材、鋼製定規を用いて均し面を平坦に仕上げなければならない。</u></p> <p>6-7-4 [略]</p> <p>第8節 ~ 第15節 [略]</p> | <p>第2編 工事別編<br/>第6章 河川及び排水路工事<br/>第1節 ~ 第5節 [略]</p> <p>第6節 法覆護岸工<br/>6-6-1 一般<br/>1. ~ 4. [略]<br/>5. 受注者は、法覆護岸工の施工に当たり、遮水シートを設置する場合、法面を平滑に仕上げしてから布設しなければならない。また、<u>シートの重ね合わせ及び端部の接着は、ずれ、はく離等のないように施工しなければならない。</u></p> <p>6-6-2 ~ 6-6-6 [略]</p> <p>第7節 根固工<br/>6-7-1・6-7-2 [略]</p> <p>6-7-3 捨石工<br/><u>1. 受注者は、捨石基礎の施工に当たり、表面に大きな石を選び施工しなければならない。</u><br/><u>2. 受注者は、施工箇所において、波浪及び流水により捨石基礎に影響がある場合、施工方法について監督職員と協議しなければならない。</u><br/><u>3. 受注者は、施工箇所における河川汚濁防止につとめなければならない。</u><br/><u>4. 受注者は、捨石基礎の施工に当たり、極度の凹凸や粗密が発生しないように潜水士又は測深器具により捨石の施工状況を確認しながら行わなければならない。</u><br/><u>5. 受注者は、捨石基礎の施工に当たり、大小の石で噛み合わせ良く、均し面にゆるみがないよう施工しなければならない。</u><br/><u>6. 受注者は、鑄型を配置し、貫材、鋼製定規を用いて均し面を平坦に仕上げなければならない。</u></p> <p>6-7-4 [略]</p> <p>第8節 ~ 第15節 [略]</p> |         |

宮城県農業土木工事共通仕様書 一部改定新旧対照表 (令和元年10月)

(下線の部分は改定部分)

| < 改正後 (令和元年10月) >   | < 現 行 (平成30年10月) >  | < 備 考 > |
|---|---|---------|
| <p><b>第7章 管水路工事</b><br/> <b>第1節 [略]</b></p> <p><b>第2節 一般事項</b><br/> <b>7-2-1 適用すべき諸基準</b><br/>           適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 土地改良事業計画設計基準・設計「パイプライン」 農林水産省農村振興局<br/>           (2) JWWA K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料)<br/>           (3) JWWA G 112 (水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装)<br/>           (4) JWWA G 113 (水道用ダクタイル鋳鉄管)<br/>           (5) JWWA G 114 (水道用ダクタイル鋳鉄異形管)<br/>           (6) WSP 012 (<u>長寿命形水道用</u>ジョイントコート)<br/>           (7) WSP 009 (水管橋外面防食基準)<br/>           (8) WSP 002 (水道用塗覆装鋼管現場施工基準)<br/>           (9) WSP 004 (水道用塗覆装鋼管梱包基準)<br/>           (10) WSP A-101 (農業用プラスチック被覆鋼管)<br/>           (11) WSP A-101 (追補：農業用プラスチック被覆鋼管碎石埋戻し施工要領)<br/>           (12) WSP A-102<br/>           (農業用プラスチック被覆鋼管テーパ付き直管の製作・施工指針)<br/>           (13) FRPM-G-112(鋼製異形管)フィラメントワインディング成形管用<br/>           (14) JDPA Z 2010 (ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装)<br/>           (15) JDPA W 04 (T形ダクタイル<u>鉄管</u>接合要領書)<br/>           (16) JDPA W 05 (K形ダクタイル<u>鉄管</u>接合要領書)<br/>           (17) JDPA W 06 (U形、<u>U-D形</u>ダクタイル<u>鉄管</u>接合要領書)<br/>           (18) JDPA W 07 (フランジ形ダクタイル<u>鉄管</u>接合要領書)<br/>           (19) JIS A 5314 (ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング)<br/>           (20) JIS Z 3050 (パイプライン溶接部の非破壊試験方法)<br/>           (21) JIS Z 3104 (鋼溶接継手の放射線透過試験方法)<br/>           (22) JIS G 3443-1 (水輸送用塗覆装鋼管-第1部：直管)<br/>           (23) JIS G 3443-2 (水輸送用塗覆装鋼管-第2部：異形管)<br/>           (24) JIS G 3443-3 (水輸送用塗覆装鋼管-第3部：長寿命形外面<br/>           プラスチック被覆)<br/>           (25) JIS G 3443-4 (水輸送用塗覆装鋼管-第4部：内面エポキシ樹脂塗装)</p> <p><b>7-2-2 [略]</b></p> <p><b>第3節 ~ 第18節 [略]</b></p> | <p><b>第7章 管水路工事</b><br/> <b>第1節 [略]</b></p> <p><b>第2節 一般事項</b><br/> <b>7-2-1 適用すべき諸基準</b><br/>           適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 土地改良事業計画設計基準・設計「パイプライン」 農林水産省農村振興局<br/>           (2) JWWA K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料)<br/>           (3) JWWA G 112 (水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装)<br/>           (4) JWWA G 113 (水道用ダクタイル鋳鉄管)<br/>           (5) JWWA G 114 (水道用ダクタイル鋳鉄異形管)<br/>           (6) WSP 012 (<u>水道用塗覆装鋼管</u>ジョイントコート)<br/>           (7) WSP 009 (水管橋外面防食基準)<br/>           (8) WSP 002 (水道用塗覆装鋼管現場施工基準)<br/>           (9) WSP 004 (水道用塗覆装鋼管梱包基準)<br/>           (10) WSP A-101 (農業用プラスチック被覆鋼管)<br/>           (11) WSP A-101 (追補：農業用プラスチック被覆鋼管碎石埋戻し施工要領)<br/>           (12) WSP A-102<br/>           (農業用プラスチック被覆鋼管テーパ付き直管の製作・施工指針)<br/>           (13) FRPM-G-112(鋼製異形管)フィラメントワインディング成形管用<br/>           (14) JDPA Z 2010 (ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装)<br/>           (15) JDPA W 04 (T形ダクタイル<u>管</u>接合要領書)<br/>           (16) JDPA W 05 (K形ダクタイル<u>管</u>接合要領書)<br/>           (17) JDPA W 06 (U形、<u>U-D</u>ダクタイル<u>管</u>接合要領書)<br/>           (18) JDPA W 07 (フランジ形ダクタイル<u>管</u>接合要領書)<br/>           (19) JIS A 5314 (ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング)<br/>           (20) JIS Z 3050 (パイプライン溶接部の非破壊試験方法)<br/>           (21) JIS Z 3104 (鋼溶接継手の放射線透過試験方法)<br/>           (22) JIS G 3443-1 (水輸送用塗覆装鋼管-第1部：直管)<br/>           (23) JIS G 3443-2 (水輸送用塗覆装鋼管-第2部：異形管)<br/>           (24) JIS G 3443-3 (水輸送用塗覆装鋼管-第3部：長寿命形外面<br/>           プラスチック被覆)<br/>           (25) JIS G 3443-4 (水輸送用塗覆装鋼管-第4部：内面エポキシ樹脂塗装)</p> <p><b>7-2-2 [略]</b></p> <p><b>第3節 ~ 第18節 [略]</b></p> |         |

宮城県農業土木工事共通仕様書 一部改定新旧対照表 (令和元年10月)

(下線の部分は改定部分)

| < 改正後 (令和元年10月) >   | < 現 行 (平成30年10月) >  | < 備 考 > |
|---|---|---------|
| <p><b>第12章 PC橋工事</b><br/> <b>第1節 [略]</b></p> <p><b>第2節 一般事項</b><br/> <b>12-2-1 適用すべき諸基準</b><br/>                 適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。<br/>                 (1) 道路橋示方書・同解説 (I 共通編) (公社) 日本道路協会<br/> <u>(2) 道路橋示方書・同解説 (IIIコンクリート橋・コンクリート部材編)</u> (公社) 日本道路協会<br/> <u>(3) 道路橋示方書・同解説 (V耐震設計編)</u> (公社) 日本道路協会<br/> <u>(4) 道路橋支承便覧</u> (公社) 日本道路協会<br/> <u>(5) プレストレストコンクリート工法設計施工指針</u> (公社) 土木学会<br/> <u>(6) コンクリート道路橋設計便覧</u> (公社) 日本道路協会<br/> <u>(7) コンクリート道路橋施工便覧</u> (公社) 日本道路協会<br/> <u>(8) 道路照明施設設置基準・同解説</u> (公社) 日本道路協会<br/> <u>(9) プレキャストブロック工法によるプレレストコンクリートT桁道路橋設計施工指針</u> (公社) 日本道路協会<br/> <u>(10) 道路橋の塩害対策指針 (案)・同解説</u></p> <p><b>第3節 [略]</b></p> <p><b>第4節 橋梁付属物工</b><br/> <b>12-4-1 ~ 12-4-4 [略]</b></p> <p><b>12-4-5 橋梁用防護柵工</b><br/> <u>(1) 受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。</u><br/> <u>(2) 鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合 (支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む。) において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。</u><br/>                 ① 海岸に近接し、潮風が強く当たる場所<br/>                 ② 雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所<br/>                 ③ 路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合</p> <p><b>12-4-6 ~ 12-4-8 [略]</b></p> <p><b>第5節・第6節 [略]</b></p> | <p><b>第12章 PC橋工事</b><br/> <b>第1節 [略]</b></p> <p><b>第2節 一般事項</b><br/> <b>12-2-1 適用すべき諸基準</b><br/>                 適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。<br/>                 (1) 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 <u>IIIコンクリート橋編</u>) (公社) 日本道路協会<br/> <u>[新設]</u><br/> <u>(2) 道路橋示方書・同解説 (V耐震設計編)</u> (公社) 日本道路協会<br/> <u>(3) 道路橋支承便覧</u> (公社) 日本道路協会<br/> <u>(4) プレストレストコンクリート工法設計施工指針</u> (公社) 土木学会<br/> <u>(5) コンクリート道路橋設計便覧</u> (公社) 日本道路協会<br/> <u>(6) コンクリート道路橋施工便覧</u> (公社) 日本道路協会<br/> <u>(7) 道路照明施設設置基準・同解説</u> (公社) 日本道路協会<br/> <u>(8) プレキャストブロック工法によるプレレストコンクリートT桁道路橋設計施工指針</u> (公社) 日本道路協会<br/> <u>(9) 道路橋の塩害対策指針 (案)・同解説</u> (公社) 日本道路協会</p> <p><b>第3節 [略]</b></p> <p><b>第4節 橋梁付属物工</b><br/> <b>12-4-1 ~ 12-4-4 [略]</b></p> <p><b>12-4-5 橋梁用防護柵工</b><br/>                 受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。</p> <p><b>12-4-6 ~ 12-4-8 [略]</b></p> <p><b>第5節・第6節 [略]</b></p> |         |

宮城県農業土木工事共通仕様書 一部改定新旧対照表 (令和元年10月)

(下線の部分は改定部分)

| < 改正後 (令和元年10月) >  | < 現 行 (平成30年10月) >  | < 備 考 > |
|--|---|---------|
| <p><b>第14章 頭首工工事</b><br/> <b>第1節 ~ 第8節 [略]</b></p> <p><b>第9節 管理橋上部工</b><br/> <b>14-9-1 [略]</b></p> <p><b>14-9-2 プレテンション桁購入工</b><br/>                     1. [略]<br/>                     2. 受注者は、次の規定を満足した桁を用いなければならない。<br/>                     (1) ~ (2) [略]<br/>                     (3) コンクリートの施工については、次の規定により製作されたもの。<br/>                     1) [略]<br/>                     2) 蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間当たり15℃以下とし、養生中の温度は65℃以下として製作されたもの。<u>また、養生終了後は急激に温度を降下させてはならない。</u><br/>                     (4) [略]<br/>                     3. [略]</p> <p><b>14-9-3 ポストテンションT (I) 桁製作工</b><br/>                     1. 受注者は、コンクリートの施工について、次の事項に従わなければならない。<br/>                     (1) ~ (4) [略]<br/> <u>(5) 受注者は、コンクリートの打込み後にコンクリート表面が早期の乾燥を受けて収縮ひび割れが発生しないように、適切に仕上げなければならない。</u><br/>                     2. ~ 6. [略]</p> <p><b>14-9-4 [略]</b></p> <p><b>14-9-5 プレキャストブロック桁組立工</b><br/>                     1. [略]<br/>                     2. 受注者は、ブロック組立ての施工については、次の規定によらなければならない。<br/>                     (1) ~ (2) [略]<br/>                     (3) プレキャストブロックの<u>連結</u>に当たり、設計図書に示す品質が得られるように施工するものとする。<br/>                     (4) プレキャストブロックを<u>連結</u>する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレッシング中に、くい違いやねじれが生じないようにするものとする。<br/>                     3. ~ 4. [略]</p> <p><b>14-9-6 ~ 14-9-12 [略]</b></p> | <p><b>第14章 頭首工工事</b><br/> <b>第1節 ~ 第8節 [略]</b></p> <p><b>第9節 管理橋上部工</b><br/> <b>14-9-1 [略]</b></p> <p><b>14-9-2 プレテンション桁購入工</b><br/>                     1. [略]<br/>                     2. 受注者は、次の規定を満足した桁を用いなければならない。<br/>                     (1) ~ (2) [略]<br/>                     (3) コンクリートの施工については、次の規定により製作されたもの。<br/>                     1) [略]<br/>                     2) 蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間当たり15<u>度</u>以下とし、養生中の温度は65<u>度</u>以下として製作されたもの。<br/>                     (4) [略]<br/>                     3. [略]</p> <p><b>14-9-3 ポストテンションT (I) 桁製作工</b><br/>                     1. 受注者は、コンクリートの施工について、次の事項に従わなければならない。<br/>                     (1) ~ (4) [略]<br/> <u>[新設]</u><br/>                     2. ~ 6. [略]</p> <p><b>14-9-4 [略]</b></p> <p><b>14-9-5 プレキャストブロック桁組立工</b><br/>                     1. [略]<br/>                     2. 受注者は、ブロック組立ての施工については、次の規定によらなければならない。<br/>                     (1) ~ (2) [略]<br/>                     (3) プレキャストブロックの<u>接合</u>に当たり、設計図書に示す品質が得られるように施工するものとする。<br/>                     (4) プレキャストブロックを<u>接合</u>する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレッシング中に、くい違いやねじれが生じないようにするものとする。<br/>                     3. ~ 4. [略]</p> <p><b>14-9-6 ~ 14-9-12 [略]</b></p> |         |

宮城県農業土木工事共通仕様書 一部改定新旧対照表 (令和元年10月)

(下線の部分は改定部分)

| <p>&lt; 改正後 (令和元年10月) &gt;</p>  | <p>&lt; 現 行 (平成30年10月) &gt;</p>  | <p>&lt; 備 考 &gt;</p> |
|---|--|----------------------|
| <p><b>第16章 地すべり防止工事</b><br/> <b>第1節 [略]</b></p> <p><b>第2節 一般事項</b><br/> <b>16-2-1 適用すべき諸基準</b><br/>                     適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 土地改良事業計画設計基準・計画「農地地すべり防止対策」 農林水産省農村振興局<br/>                     (2) PCフレームアンカー工法設計・施工の手引き PCフレーム協会<br/>                     (3) <u>新版</u>地すべり鋼管杭設計要領 (一社) 斜面防災対策技術協会<br/>                     (4) 地すべり対策技術設計実施要領 (一社) 斜面防災対策技術協会</p> <p><b>16-2-2 [略]</b></p> <p><b>第3節 ~ 第15節 [略]</b></p> | <p><b>第16章 地すべり防止工事</b><br/> <b>第1節 [略]</b></p> <p><b>第2節 一般事項</b><br/> <b>16-2-1 適用すべき諸基準</b><br/>                     適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 土地改良事業計画設計基準・計画「農地地すべり防止対策」 農林水産省農村振興局<br/>                     (2) PCフレームアンカー工法設計・施工の手引き PCフレーム協会<br/>                     (3) 地すべり鋼管杭設計要領 (一社) 斜面防災対策技術協会<br/>                     (4) 地すべり対策技術設計実施要領 (一社) 斜面防災対策技術協会</p> <p><b>16-2-2 [略]</b></p> <p><b>第3節 ~ 第15節 [略]</b></p> | <p></p>              |